

平成17年  
10月から

# 介護保険施設などの 利用料が変わります。

## ● 対象となる方及び見直しが行われる費用

- 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)の利用者 ……居住費、食費
- ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の利用者 ……滞在費、食費
- デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)の利用者 ……食費

## ● 見直し内容

### (1) 居住費(ショートステイの場合は滞在費)

居室は、多床室(相部屋)、従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室の4つに区分されます。  
多床室(相部屋)については光熱水費相当、従来型個室・ユニット型準個室・ユニット型個室については室料と光熱水費相当が自己負担になります(具体的な金額は各施設で設定されます)。

### (2) 食費

食材料費と調理費相当が自己負担になります(具体的な金額は各施設で設定されます)。

## ● 介護保険施設の居住費・食費の負担額(ショートステイを含む)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

【単位:万円】(月額概数)

対象者	区分	居住費(居住の種類により異なる)				食費
		多床室(相部屋)の場合	従来型個室の場合※	ユニット型準個室の場合	ユニット型個室の場合	
生活保護受給者	利用者負担第1段階	0	① 1.0 ② 1.5	1.5	2.5	+ 1.0
市町村民税非課税者 世帯全員が	老齢福祉年金受給者					
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	1.0	① 1.3 ② 1.5	1.5	2.5	+ 1.2
	利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	1.0	① 2.5 ② 4.0	4.0	5.0	+ 2.0
上記以外の方	利用者負担第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。				
		1.0	① 3.5 ② 5.0	5.0	6.0	+ 4.2

※ ①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

※ 経過措置があります。詳しくは、9ページをご覧ください。

● 実際の負担額は、日額で設定されます(ショートステイも同じ)。

● 利用者のご負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によっては、日常生活費、特別な室料(特別な食費)がかかる場合があります。

介護保険制度は、皆様の保険料と公費(税金)で支えられています。高齢社会の進展により、介護サービスの費用が増大するなか、保険料の上昇をできる限り抑えるためには、介護保険から給付される費用を効率化・重点化していくことが必要です。また、同じ要介護状態であれば、在宅と施設において給付と負担は公平であることが求められます。

こうした趣旨を踏まえ、平成17年10月利用分から所得の低い方の負担に配慮しつつ、介護保険施設などにおいて利用者の方に負担いただく費用に関する見直しを行います。

## 所得の低い方には十分な配慮を行うこととしています。

所得の低い方には、居住費・食費の負担額を低く設定するほか、特に年金額が老齢基礎年金水準相当の80万円以下の方(利用者負担第2段階)については、1割負担分の上限額も引き下げる(2.5万円/月→1.5万円/月)こととしました。この結果、これまでよりも10月以降の負担額は低くなります。

なお、利用者負担第4段階の方については、利用者と施設の契約により負担水準が決められるため、居住費・食費について一定程度、新たにご負担いただくこととなります。

例 特別養護老人ホームの多床室(相部屋)に入所されている方(要介護5・甲地)

利用者負担段階	現行の負担		平成17年10月からの負担
第1段階	2.5万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 —	据え置き	2.5万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 0円
	第2段階		4.0万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 —
第3段階	4.0万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 —	負担増を1.5万円程度に抑制	5.5万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 2.0万円 居住費 1.0万円

このほか、所得の低い方には、次のような対応をきめ細かく行うこととしています。

- 社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する方などの負担軽減制度の運用改善
- 高齢者夫婦などで、配偶者がユニット型個室の施設などに入所され、在宅の方の生活が困難となる場合の負担軽減制度
- 介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所されている方の負担据え置き制度
- 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方についての負担軽減制度

